

公益財団法人木下記念事業団
令和4年度予約奨学生推薦要領

1 申請資格 奨学資金規程（以下「規程」）、同内規参照

- ・ 予約奨学生申請資格は、日本国籍を有し、来年大学に進学を予定している規程第4条に該当する者としてします。なお、予約寮生との同時申請は不可になります。
- ・ 規程第5条に規定する志望大学は、理事長の指定により以下の大学の昼間部のみとします。

都道府県	指定する大学----- 全国の国立大学 と 公立8大学		
日本全域	国立大学		
京都府	京都府立大学	京都府立医科大学	-
大阪府	-	-	-
兵庫県	兵庫県立大学	神戸市外国語大学	神戸市看護大学
奈良県	奈良県立大学	奈良県立医科大学	-
和歌山県	和歌山県立医科大学	-	-

予約奨学生採用の後、上記の大学に進学されない場合は、奨学生としての権利を失うこととなりますので、必ずご確認ください。

- ・ 保護者(※1)の保有する資産額(※2)の合計が2,000万円未満であること。
 - ※1 保護者とは、父母又はそれに代わる扶養者を指します。
 - ※2 申請資格にある資産とは、現金やこれに準ずるもの(金・銀等、預貯金、有価証券)及び投資用資産として保有する土地等の不動産を指します。
ただし、自宅として保有する不動産は含みません。
株を保有している場合は、時価で計算をしてください。
- ・ 当事業団奨学資金と国又は他機関等による給付型奨学金の併給は認めません。
令和2年4月に開始された日本学生支援機構の新制度における給付型奨学金も同様に認めませんが、授業料減免の区分については可能とします。
- ・ 本紙の申請資格 及び 奨学資金規程及び内規に記載している申請資格とは、申請時に限らず、採用後の給付期間中も含めた受給資格となります。

2 提出書類

- (1) 予約奨学生申請書 (様式第1号-1)
- ~~(2) 予約奨学生推薦書 (様式第2号-1)~~ → 学校で作成します
- (3) 予約奨学生調書 (様式第3号-1)
- (4) 個人情報の取扱いに関する承諾書
- ~~(5) 「成績証明書」や「調査書」等の成績が記載された書類~~ → 学校で作成します
- (6) 健康診断書 (学校健診のもので結構です)
- (7) 所得を証明する書類
 - ① 全ての保護者の直近の所得証明書の本紙 (無収入でも必要です)
※住民税 (市町村民税) 決定通知書は不可。
 - ② 令和3年源泉徴収票コピー (給与収入の有る方は必ず)
 - ③ 令和3年確定申告書全頁のコピー (確定申告をした方は必ず)
※該当の書類を保護者である父母共に提出をしてください。
↳ ひとり親世帯や、父母以外の場合は扶養者の方等
※給与収入が有り、更に確定申告をされた場合は①②③全ての提出要
- (8) 住民票 ※保護者 及び 生徒本人が記載されているもの。
※本籍地 及び 続柄が記載されているもの。記載省略不可。

- (9) 感想文(高校名、氏名を必ず記載してください。1000字程度、A4縦用紙に横書き)
事業団ホームページ(<http://www.k-zaidan.or.jp/>)の「トップページ」
「理事長挨拶」及び「設立の趣意」を読んだ感想を書いて提出させてください。
- (10) ~~予約奨学生申請書類一覧チェック表~~ → 学校で作成します
※申請書類の内容をご確認後、貴校ご担当者様をご記入ください。

3 出願締切日 ~~令和4年9月30日(金)必着~~

学校事務局締切 令和4年8月29日 厳守
(月・2学期始業式)

4 書類送付先 〒650-0022 神戸市中央区元町通6-2-14 公益財団法人木下記念事業団
TEL:078-351-1010 FAX:078-351-1017

5 採用通知 令和4年12月上旬頃

6 奨学資金 志望大学に入学した場合は、1年次より、年額60万円を給付します。
なお、申請資格をはじめとする規程第15条の規定に該当するに至った時は、
規程第16条に基づき奨学資金の返還を求める場合があります。

7 留意事項

(1) 規程第4条第1項第3号の「経済的理由」の目安とする「保護者の年収」は概ね次の通りです。

	子供1人	子供2人	子供3人以上
給与収入	6,500,000円	7,000,000円	7,500,000円
事業所得	4,550,000円	4,900,000円	5,250,000円

(2) 保護者の年収の目安を超える生徒をご推薦いただく場合、また、令和4年度はご推薦い
ただく生徒がない場合は、その旨を以下のメールアドレス宛にお知らせください。

木下記念事業団 予約奨学生担当：坊(ポウ) kinosita06@k-zaidan.or.jp